

平成 29 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ス ュ ー エ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 齋 藤 公 男
(コード番号：6554 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 岸 本 義 友
(TEL. 075-229-6514)

新株式の発行及び自己株式の処分並びに
株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 29 年 8 月 9 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による新株式の発行（一般募集）の件
 - (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 263,000 株
 - (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 29 年 8 月 25 日の取締役会で決定する。）
 - (3) 払 込 期 日 平成 29 年 9 月 12 日（火曜日）
 - (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 29 年 9 月 4 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、西村証券株式会社、いちよし証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、エース証券株式会社、株式会社 S B I 証券、極東証券株式会社、マネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この新株式発行を中止する。
 - (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 29 年 9 月 4 日に決定する。）
(募 集 価 格)
 - (7) 申 込 期 間 平成 29 年 9 月 5 日（火曜日）から
平成 29 年 9 月 8 日（金曜日）まで
 - (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
 - (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 29 年 9 月 13 日（水曜日）
 - (10) 前記各項を除くほか、この新株式の発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
 - (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 60,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一となる。）
- (3) 払込期日 平成29年9月12日（火曜日）
- (4) 募集方法 処分価格での一般募集とし、野村証券株式会社、西村証券株式会社、いちよし証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、エース証券株式会社、株式会社SBI証券、極東証券株式会社、マネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この自己株式の処分を中止する。
- (5) 処分価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
（募集価格）
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一となる。
- (7) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一となる。
- (8) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一となる。
- (9) 前記各項を除くほか、この自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 31,000株
- (2) 売出人及び売出株式数
京都府長岡京市
後藤 国彦 20,000株
京都府宇治市
植村 誠 6,000株
京都市北区
齋藤 公男 5,000株
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による新株式の発行及び上記2.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 53,100 株 (上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村証券株式会社 53,100 株 (上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定 (上記1. における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

5. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 53,100 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (上記1. における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 平成29年9月27日 (水曜日)
- (4) 払 込 期 日 平成29年9月28日 (木曜日)
- (5) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成29年9月4日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定 (上記1. における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記4. に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 323,000 株

(新株式発行 263,000 株

自己株式処分 60,000 株)

② 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 31,000 株

オーバーアロットメントによる売出し 53,100 株

(※)

(2) 需 要 の 申 告 期 間 平成 29 年 8 月 28 日 (月曜日) から

平成 29 年 9 月 1 日 (金曜日) まで

(3) 価 格 決 定 日 平成 29 年 9 月 4 日 (月曜日)

(募集価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募 集 ・ 売 出 期 間 平成 29 年 9 月 5 日 (火曜日) から

平成 29 年 9 月 8 日 (金曜日) まで

(5) 払 込 期 日 平成 29 年 9 月 12 日 (火曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 平成 29 年 9 月 13 日 (水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である齋藤公男（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成 29 年 8 月 9 日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 53,100 株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成 29 年 9 月 13 日から平成 29 年 9 月 21 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,830,000株
公募による増加株式数	263,000株
第三者割当増資による増加株式数	53,100株 (最大)
増加後の発行済株式総数	2,146,100株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分における手取概算額 649,695 千円 (*) は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額 108,451 千円 (*) と合わせて、運転資金として、事業拡大に資する人材を採用するための広告宣伝費及び技術社員教育のための教育研修費に 448,020 千円 (平成 30 年 9 月期に 181,640 千円、平成 31 年 9 月期に 266,380 千円)、設備資金として事業規模の拡大のための新規拠点の新設に 100,000 千円 (平成 30 年 9 月期に 50,000 千円、平成 32 年 9 月期に 50,000 千円)、本社及び支店で使用するシステムの開発費に 90,000 千円 (平成 30 年 9 月期に 30,000 千円、平成 32 年 9 月期に 60,000 千円)、借入金の返済に 120,126 千円 (平成 30 年 9 月期に 70,126 千円、平成 32 年 9 月期までに 50,000 千円) に充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

* 有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,220 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様と長期的な信頼関係を構築するため、利益還元を重要な経営課題に位置付けております。今後の配当政策の基本方針としましては、当面は将来の事業展開と経営基盤強化を優先にすることが株主価値の最大化に資すると考えており、そのための内部留保の充実を基本方針とさせて頂く所存でございます。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、拠点の拡大、社内システム構築、及び教育の充実のための資金に充当する方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、収益力強化や経営基盤の整備を実施しつつ、内部留保の状況及び事業環境を勘案した上で、株主の皆様に対して継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において、今後の配当実施の実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出席出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	3,003.02円	△25.96円	151.54円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	400.00円 (-円)	-円 (-円)	-円 (-円)
実績配当性向	13.3%	-%	-%
自己資本当期純利益率	31.2%	-%	96.5%
純資産配当率	4.2%	-%	-%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 平成27年9月期及び平成28年9月期は、配当を実施していませんので、1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
4. 平成27年9月期は当期純損失を計上しているため、自己資本当期純利益率は記載していません。
5. 当社は、平成29年4月27日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、平成27年9月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。
6. 上記5.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、平成26年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成26年9月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	30.03円	△25.96円	151.54円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	4.00円 (-円)	-円 (-円)	-円 (-円)

5. ロックアップについて

上記1.の公募による新株式の発行及び上記2.の公募による自己株式の処分並びに上記3.の引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人である齋藤公男並びに当社株主である大槻哲也、岸本義友、小林孝史、浅野真輝、中島彰彦、八木武及び西田豊昭は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成29年12月11日までの期間中、野村証券株式会社の事

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、上記3. の引受人の買取引受による売出し及び上記4. のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、売出人である後藤国彦及び植村誠並びに当社株主であるセファテクノロジー株式会社、ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合、奥直彦、照井直哉、石原大幸、株式会社インテリジェンスオフィス、東宇泰明、ジャフコV2-W投資事業有限責任組合及びジャフコV2-R投資事業有限責任組合は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年12月11日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、上記3. の引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年3月11日までの期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による新株式の発行、上記2. の公募による自己株式の処分、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記4. のオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年8月9日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。